

令和 5 年（2023 年）7 月 14 日

道路照明灯等電気料金過払い等の判明について

豊中市は、令和 4 年 5 月 6 日に大阪府から道路照明電気料金過払い事案が発表されたことを受け、本市が管理する道路照明灯等の電気料金について調査を行ったところ、過払いや未払いなどが判明しました。

今後、同様の事案が発生しないよう再発防止に取り組みます。

1. 事案の経緯

- ・府からの発表後、令和 4 年 5 月から 9 月にかけて本市が管理する道路照明灯等約 22,000 灯について、照明台帳と関西電力株式会社の支払い明細との照合を行いました。
- ・令和 4 年 9 月以降、現在まで同社と協議を重ね、調査結果を取りまとめるとともに、過払い分の返還等について交渉してきました。

2. 調査結果

- ・過払いとなっていたもの

84 件 過払い額：約 900 万円（平成 4 年度（1992 年度）～令和 4 年度の約 30 年間）

【内訳】 撤去移設時等に契約廃止できていないもの 69 件 約 540 万円

一つの照明に二つ契約があったもの 15 件 約 360 万円

- ・未払いとなっていたもの

28 件 未払い額：約 120 万円（平成 19 年度～令和 4 年度の約 15 年間）

※金額はいずれも本市が試算したものです。

3. 原因と考えられるもの

- ・過払いについては、廃灯時における同社の契約手続き漏れと考えています。
- ・未払いについては、新設時における同社の契約手続き漏れと考えています。

次ページへ続く

4. 現時点での関西電力株式会社との協議結果

- ・撤去移設時等に契約廃止できていないもの等については、令和4年11月までに契約廃止手続きを行い、また、未払いとなっていたものについては令和5年3月までに新たに契約手続きを行いました。
- ・これまで同社と協議を重ね、令和5年6月までに返還合意したものは15件、1,466,160円です。
- ・未払い金については、同社が本市に対し過去に遡り請求しないことを確認しています。

5. 今後の対応

- ・残りの過払い金返還に向け法的措置も含め同社と協議を進めていきます。

6. 再発防止策について

- ・同社への契約廃止手続きはこれまで電話での受け付けでしたが、今後はWEBで行い記録を残すよう徹底します。

【報道機関からの問い合わせ先】

都市基盤部 基盤保全課

担当：島田・藤川 TEL：06 - 6858 - 2455

E-Mail：douroiji_anzen@city.toyonaka.osaka.jp